

「総合評価方式に係る入札参加アンケート」の結果について

鎌倉市では平成20年度から工事請負契約において総合評価方式による入札を試行しています。平成20年度は簡易型1件、平成21年度は簡易型1件と特別簡易型1件、平成22年度は特別簡易型3件の試行を行いました。

そこで、平成23年1月31日から2月15日の間に、「かながわ電子入札共同システム」に登録のある市内の工事業者80者に対して、総合評価方式についてのアンケートを実施しました。

回答業者数は32者で、その内訳は、主に土木工事を行う業者が14者、造園が6者、電気5者、管工事業が3者、その他の業種が4者でした。

本市では、このアンケート結果を踏まえ、「鎌倉市総合評価競争入札試行ガイドライン」を変更し、平成23年度も試行を行っていきます。

総合評価方式に係る入札参加者アンケート

○ 参加について

	平成21年度及び平成22年度に、総合評価方式による入札に参加したことがありますか。	回答数（者）
設問 1	（平成21年度）	
	① 参加した。	7
	i) 総合評価入札に参加した回数及び発注者名→ 2回（鎌倉市・藤沢土木事務所）	
	ii) 総合評価入札で受注した件数→ 0回	
	i) 総合評価入札に参加した回数及び発注者名→ 2回（鎌倉市・藤沢土木事務所）	
	ii) 総合評価入札で受注した件数→ 0回	
	i) 総合評価入札に参加した回数及び発注者名→ 1回（鎌倉市）	
	ii) 総合評価入札で受注した件数→ 0回	
	i) 総合評価入札に参加した回数及び発注者名→ 2回（鎌倉市・藤沢土木事務所）	
	ii) 総合評価入札で受注した件数→ 0回	
	i) 総合評価入札に参加した回数及び発注者名→ 1回（国土交通省）	
	ii) 総合評価入札で受注した件数→ 1回（国土交通省）	
	i) 総合評価入札に参加した回数及び発注者名→ 1回（鎌倉市）	
	ii) 総合評価入札で受注した件数→ 1回（鎌倉市）	
	i) 総合評価入札に参加した回数及び発注者名→ 2回（神奈川県）	
	ii) 総合評価入札で受注した件数→ 1回（神奈川県）	
	② 参加していない。	24
	③ 未回答	1
	（平成22年度）	
	① 参加した。	6
i) 総合評価入札に参加した回数及び発注者名→ 3回（鎌倉市・藤沢土木事務所）		
ii) 総合評価入札で受注した件数→ 2回（鎌倉市・藤沢土木事務所）		
i) 総合評価入札に参加した回数及び発注者名→ 1回（藤沢土木事務所）		
ii) 総合評価入札で受注した件数→ 0回		
i) 総合評価入札に参加した回数及び発注者名→ 1回（未記入）		
ii) 総合評価入札で受注した件数→ 0回		
i) 総合評価入札に参加した回数及び発注者名→ 2回（鎌倉市）		
ii) 総合評価入札で受注した件数→ 1回（鎌倉市）		
i) 総合評価入札に参加した回数及び発注者名→ 2回（鎌倉市、神奈川県）		
ii) 総合評価入札で受注した件数→ 0回		
i) 総合評価入札に参加した回数及び発注者名→ 1回（藤沢土木事務所）		
ii) 総合評価入札で受注した件数→ 0回		
i) 総合評価入札に参加した回数及び発注者名→ 1回（鎌倉市）		
ii) 総合評価入札で受注した件数→ 0回		
② 参加していない。	24	
③ 未回答	2	

総合評価方式による入札は、通常の一般競争入札に比べて参加者が少ない傾向にあります。その理由についてどのようにお考えですか。【複数回答可】		回答数（者）
設問 2	① 工種や工事内容が合致しない。	2
	② 通常の入札と比較し、落札者決定まで時間がかかる。	12
	③ 通常の入札と比較し、入札・契約に係る書類が多い。	15
	④ 落札者決定まで、配置予定技術者を他の工事に割り当てることができない。	10
	⑤ 提出書類（技術資料）の作成が難しい。	8
	⑥ 自社の評価点が小さいので参加しても受注が難しい。	6
	⑦ 受注後、履行確認（工事書類の作成等）の手続きに手間がかかる。	3
	⑧ 通常の入札案件に参加すれば、あえて総合評価に参加する必要はない。	3
	⑨ 総合評価方式による入札に反対である。	5
	⑩ 特に理由は考えられない。	1
	⑪ 総合評価方式による入札を知らない。	13
	⑫ その他。※下記に記入 ・よく総合評価を理解していない部分もあり、興味があった案件もなかったものもあります。一度説明会に参加したのですが、案件がなく見ていなかったため、詳しいタイプ（型？）も忘れてしまいました。 ・この方法は発注者が得点が高いもの1社に受注してもらおうとして実施するものであるから、その1社になれそうもない多くは反対に回るだけのことです。また藤沢土木の特別簡易型総合評価方式は下限の摘要のもと行われるので通常では入札以前から受注者が決定していることになっているが、発注者はそのことを知らないようだ。 ・管工事において評価点で入札結果が左右される事は少ないのではないのでしょうか。 ・⑧については、現状の通常入札と総合評価入札の発注割合であれば、の前提において。⑨については、反対というより問題がある。 ・鎌倉市の総合評価方式では結果的に金額を安くすれば受注の可能性が広がり、結果金額勝負の入札になる傾向が高い。他の市町村や県のように常識線での最低制限価格率（85%が限度）の設定の無いままでの総合評価方式に何の魅力も感じないのが実態である。また設計変更にも消極的な担当課の意向が強く反映され業者としては提案や施行上の努力をする向上心が湧いてこないのも事実だと思います。全ての落札者がその工事単体で決算したら赤字の工事を行っているばすなのに、その事実にも正面から向き合おうとしないので調査基準価格の正当性を唱え続けている以上はそれ以上の参加業者の拡充は難しいと思います。 ・鎌倉市においては総合評価導入より最低制限価格の設定が先ではないのでしょうか。現状のままでの総合評価導入は反対です。 ・本年度と同等程度でよい。 ・業者の力量が総合的に評価されているとは考えにくい。1億円以下の工事に適用すべきではないように思われる。 ・総合評価の場合、配置予定技術者などにより自社の点数が分かるので、持点が低いと思えば参加しないのではないのでしょうか。	

○ 実施数について

鎌倉市は総合評価方式の発注を増やそうと考えています。これについてどのようにお考えですか。 ※本市では、平成20年度は簡易型1件、平成21年度は簡易型1件と特別簡易型1件、平成22年度は特別簡易型3件の試行を行っています。		回答数（者）
設問 3	① 特別簡易型を増やしたほうがよい。	4
	② 簡易型を増やしたほうがよい。	2
	③ 特別簡易型も簡易型も増やしたほうがよい。	4
	④ 総合評価方式による入札に反対である。	4
	⑤ 総合評価方式による入札を知らない。	11
	⑥ その他。※下記に記入 ・今まで弊社では総合評価方式の入札を行ったことがないので何とも言えません。 ・今よりは増やしたほうがいいが、全体の金額の1/10程度で良いのではと思います。 ・評価点の比率増大とともに工事評点の比率も増大させてはいかがでしょうか。 ・継続するには改善が必要。現状（制度自体と建設業全体）のままでは回答しかねる。 ・総合評価方式を増やすのはいいが調査基準価格の撤廃と最低制限価格（85%）の設定がワンセットである方が望ましい。	

○ 実施内容について

	<p>鎌倉市が試行している『簡易型』における「簡易な施工計画」について、どのようにお考えですか。【複数回答可】</p> <p>※簡易型は特定のテーマに沿って作成された簡易な施工計画のほか、同種・類似工事の施工実績や工事成績などの評価項目と入札価格を総合的に評価する方法。</p>	<p>回答数（者）</p>
設問 4	① 現状のままでよい。	8
	② 設問数が少ない。	0
	③ 設問数が多い。	2
	④ 設問の内容がわかりづらい。	4
	⑤ 採点方法がわかりづらい。	5
	⑥ 配点が少ない。	1
	⑦ 配点が多い。	1
	⑧ 書類作成に手間がかかる。	10
	⑨ 総合評価方式による入札を知らない。	12
	<p>⑩ その他。※下記に記入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・書式がどこにあるのか知らない。 ・管工事の発注はなかったのではないのでしょうか。 ・今までの工事では契約検査課は知らないだろうが、担当課では「設計書にはこう書いてあるから、この通りに工事をして欲しい」といって設計書以外の提案を嫌がっていた節がある。にもかかわらず総合評価になった途端、提案しろと！と言い出す。・・・???分けが解らないです。要は設計変更に伴う増額は嫌だが、増額を伴わない総合評価による更なる提案は大歓迎と言うことだろうか？ ・同種工事の実績がなかったり、同種工事経験者を就けることが難しい。 ・いくら見積り無料とはいえ、積算以外の書類を作成する手間（給与）がかかりすぎる。1億円以下の工事に適用すべきではないと思われる。 ・無理に課題を設けているように思われます。簡易型は事前検討など労力を使いますが、発注されている工事の規模が小さいのではないかと思います。 	

	<p>鎌倉市が試行している『簡易型』及び『特別簡易型』の評価項目について、どのようにお考えですか。【複数回答可】</p> <p>※特別簡易型は施工計画は不要で、同種・類似工事の施工実績や工事成績など、定量化された評価項目と入札価格を総合的に評価する方法。</p>	<p>回答数（者）</p>
設問 5	① 現状のままでよい。 →設問7につづく	9
	② 評価項目の内容が不足している。	1
	③ 評価項目ごとの点差が小さい。	2
	④ とれる評価の点数がパターン化してしまい、総合評価の効果が薄い。	3
	⑤ 総合評価方式による入札を知らない。	13
	<p>⑥ その他。※下記に記入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・書式がどこにあるのか知らない。 ・②については不足というより一つ例を挙げれば、現状の発注量と競争激化により毎年の受注実績が受注意欲に反して結果として無かったというケースも多く見られるのではないか。この制度自体が考案された時点とは建設業全体をとりまく様々な環境が変化しており、改善及び再構築すべきであると考え。 ・最低制限価格の設定されている時の特別簡易型は最悪ですね。ある特定の（点数の高い）会社が年初から仕事を受注する一番の権利が発生して、その会社の空き技術者がいなくなったら、2番手の会社が受注できるシステムになっている。最低制限価格がブランクになっていても1点何十万円にも相当する中で、失格しない程度の積算なら現状どこの会社でも出来るので、結果大きなアドバンテージとなり会社の持点順に落札が可能である。これなら最初から点数の高い業者は行政が把握しているのだから入札などしないで契約の意思が有るか無いか確認の上、随意契約を交わすのと意味としては変わらないと感じる。 ・発注されている工事内容からすると特別簡易型で良いのではないのでしょうか。 	

設問 6	設問5で②③④と答えた方に伺います。鎌倉市が試行している総合評価方式における評価項目について、どのような改善・見直しが必要か、具体的に記述してください。
	〔記入例〕 例：「×××」の項目を必須評価項目に設定すべき。 新たに「〇〇〇」の評価項目を加えたらどうか。 評価項目「□□□」は、評価基準を・・・にすべき。
	〔記入欄〕※下記に記入 ・設問⑤に記載したように、現状を考えるとこの評価項目を考えられた時点での評価意図と、現在参加業者が申告した内容の評価結果に隔たりを感じる。 ・評価する内容が我々にはあてはまらないものが多い。国交省のおしつけによる指導があるのではないかと小規模の工事にまで波及することはよしとしない。説明の機会をお願いする。 ・施工計画点数を上げ、同種工事等がない業者でも落札の可能性が増すようなら参加する意欲がでる。 ・受注できなければ、すべてが無駄になる書類を作成するには、せめて1億円以上の工事に適用すべきだと思う。

○ 今後の課題について

	鎌倉市が試行している総合評価方式の今後の課題について、どのようにお考えですか。 【あなたが特に重視する項目を3つまで回答可】	回答数（者）
設問 7	① 落札決定までの時間短縮。	11
	② 技術資料等、提出書類の簡素化。	11
	③ 評価項目を工夫し、参加業者間の点数の差が出やすいようにする。	7
	④ 簡易型の件数を増やして、建設業者の技術的能力の向上を促す。	4
	⑤ 土木工事以外に、営繕工事（建築・電気・機械）でも総合評価方式を実施する。	2
	⑥ 総合評価方式による入札を廃止すべき。	4
	⑦ 総合評価方式による入札を知らない。	12
	⑧ その他。※下記に記入 ・予定価格の公表はいかなものでしょうか。 ・総合評価方式を続けるのであれば特別簡易型を避けて最低制限価格を設定すべきである。 ・我々の職業（造園）は技術資料の他に見栄えという資料（書類）に表せない技術的なことがある。書類のみで点数をつける方式は反対。特定の業者のみにかたよる傾向がある。	

○ その他

その他、鎌倉市が試行している総合評価方式に関するご意見を自由に記載してください。

- ・総合評価の書式がまずどこにあるのか知りません。総合評価方式のアンケートと異なりますが、鎌倉市に対する工事提出書類を金額に応じた内容にしてもらいたい。
- ・説明会が必要な気もしますが、もう少し案件が増えてこないと聞いてもまた忘れてしまいそうな感じもします。特に、現状土木工事案件はあまりに皆さんたたき合いなので、あまり手が出ません。当社の力が十分に発揮できる造園工事はどうやらH22年度中には1件も（工事）出ていませんでしたので、現実説明会を行っても、その知識を使えるのは何年後なのか？といった感があります。
- ・藤沢土木よりはよいと思います。なぜなら総合評価と一定の高さの下限の設定は硬直した結果をもたらすようになっているからです。競争入札とは名ばかりになっているように見えるからです。入札前に落札者がほぼ見えるのは競争入札ではないのです。総合評価において下限はあってもよいが、一般競争入札よりは下限は低くなければならないと思います。また総合評価方式・一般の方式を問わず低入札制度はやめてもらいたい。無駄な時間が費やされているように思える。
- ・災害協力などは当然のことなので評価点には工事の結果評点に重点をおいたほうがよいと思います。
- ・とにかく時代は変化しており改善が必要。制度自体の発注理念は理解できるが、もっと根本の部分を考え直すべきで、メディアや公正取引委員会を意識した逃げ道・妥協案的な発注に問題がある。
- ・最低制限価格（85%）の施行と同時に特別簡易型の施行を極力控えていただきたい。
- ・総合評価とはすべての評価であって書類関係を重視している傾向にあるのではないかと。我々技術者はよい物を提供しようと日頃から技術を磨いている。書類の評価をするのではなく、簡素化して技術の点で評価を願う。ただし、技術を評価にするのは難しい。
- ・入札で最低制限が無いので超格安受注。勝者は勝者でも傷だらけの勝者であり利益が出ません。地元企業の社会的責務、法人税が納められない状況です。役所工事という人様の税金で飯を食って税金が納められません。地元経済が発展しません。これはおかしいです。このような状況を無くすためにも最低制限価格を早急に設定すべきと考えます。総合評価はその後のことであると考えます。私は老人福祉にお金を使うなどとは言いません。でも税金が出っぱなしは如何かなと思います。将来の鎌倉の発展が見えません。
- ・当然も間は本年度実施した程度に留めて頂きたい。
- ・現在の入札制度下の総合評価方式であると最低制限価格（失格基準）が無い為に、技術点が低くてもどうしても取りたいと考える会社は低価格入札を行えば逆転可能です。最低制限価格を設けた上で技術点を競わせるのであれば良いのですが、今のやり方だとなかなか参加者は集まらないのではないのでしょうか。
- ・鎌倉市では、総合評価方式での入札価格が調査基準価格を下回った場合は失格させることを考えているのでしょうか。
- ・入札価格が調査基準価格を下回った場合で落札することは可能でしょうか。今後最低制限価格を決めてその金額以下であれば失格させるということを考えているのでしょうか。